事　業　概　要

平成３０年版

東京都監査事務局

目　　次

１　監　査　委　員 …… 1

２　職　務　権　限 …… 1

３　事　　務　　局

（１）組　　織 …… 6

（２）事務分掌 …… 7

４　平成２９年　監査実施実績

（１）各監査の実施状況 …… １１

（２）指摘等件数

　ア　監査別指摘等件数 …… １２

　イ　局別指摘等件数（平成２９年財政援助団体等監査を除く） …… １３

　ウ　団体別指摘等件数（平成２９年財政援助団体等監査） …… １４

５　平成３０年監査基本計画 …… １５

６　予　算　概　要 …… １９

［資　料］

Ⅰ　過去５年間（平成２５年から平成２９年まで）の監査別実施状況 …… ２３

Ⅱ　監査結果に基づき知事等が講じた措置 …… ２４

Ⅲ　住民監査請求制度の概要 …… ２５

Ⅳ　外部監査制度の概要 …… ２７

Ⅴ　「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」の概要 …… ３０

Ⅵ　地方自治法（抄） …… ３１

Ⅶ　地方自治法施行令（抄） …… ６３

Ⅷ　地方公営企業法（抄） …… ６４

Ⅸ　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄） …… ６６

Ⅹ　東京都監査委員条例 …… ６７

XI　東京都監査委員監査基準 …… ６９

1　監査委員

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法（以下「法」という。）の規定により設置される独任制の執行機関である（法第１９５条）。

監査委員は、議会の同意を得て知事によって選任され、任期は、識見選任委員は４年、議員選任委員は議員の任期による（法第１９６条及び第１９７条）。

東京都においては、法及び東京都監査委員条例に基づき、平成３０年４月１日現在、５名の監査委員（識見を有する者から選任される委員３名、議員から選任される委員２名）が置かれている。

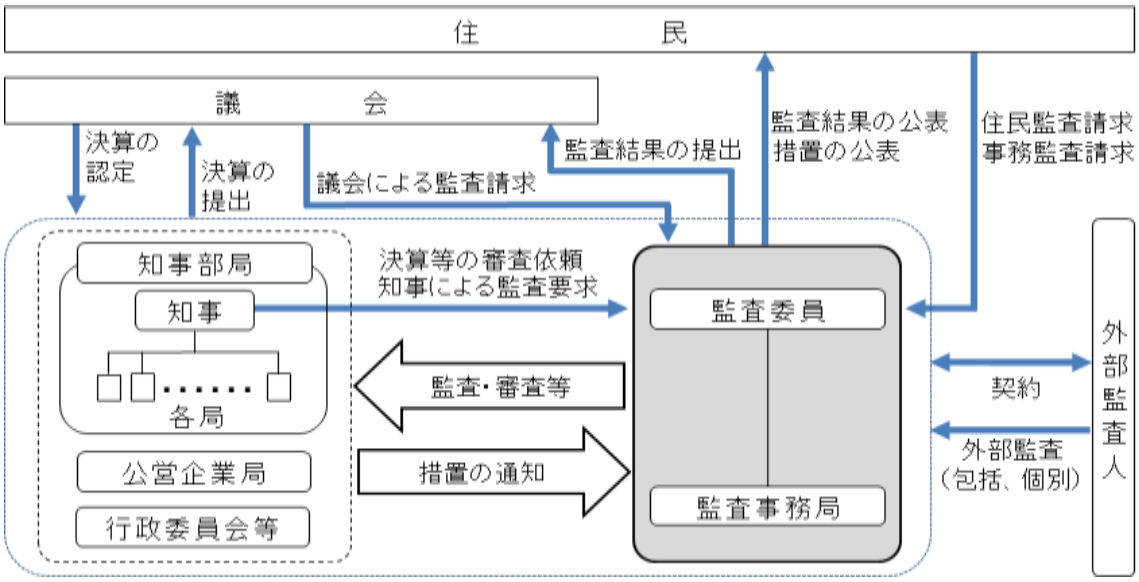

2　職務権限

監査委員は、法等の法令の規定に基づき、定例監査、行政監査、決算審査等の経常的監査のほか、住民監査請求による監査等を実施する。

東京都において実施している監査等は、次のとおりである。

（１）経常的監査

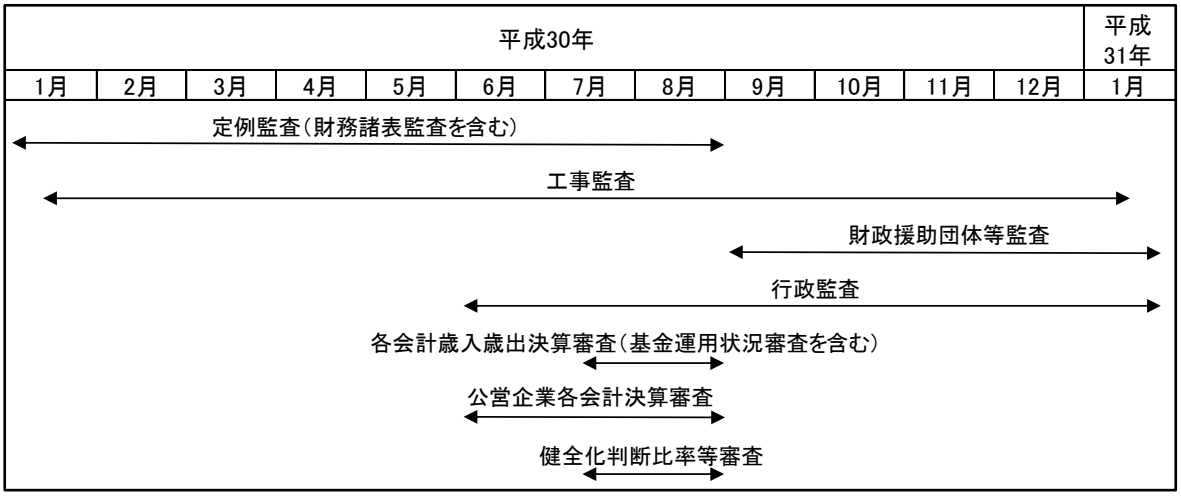

（注）例月出納検査は、毎月1回実施

監査種別	根拠法	概要
定例監査	法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項	都における事務及び事業の執行全般を対象として、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、毎年 1 回以上監査を実施する。 また、東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証する。
工事監査	法第 199 条第 1 項及び第 5 項	都が行う工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。
財政援助団体等監査	法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項	財政的援助に係る事業を対象として監査を実施するとともに、所管局が当該団体を適切に指導・監督しているかについても監査を実施する。
		【補助金等交付団体】 都が補助金等を交付している団体が補助等の対象となっている事業を目的に沿って適切に行っているか検証する。
		【出資団体】 都が出資や出えんを行っている団体がその事業を出資や出えんの目的に沿って適切に運営しているか検証する。
		【指定管理者】 指定管理者が公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適切に行っているか検証する。
行政監査	法第 199 条第 2 項（必要に応じ第 7 項）	監査委員が必要があると認めるとき、都の特定の事務や事業を対象として、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施する。

監査種別	根拠法	概要
各会計歳入歳出決算審査	法第 233 条第 2 項	毎会計年度、会計管理者が調製した決算について、知事からの審査依頼に基づき、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理について審査する。
公営企業各会計決算審査	地方公営企業法第 30 条第 2 項	毎会計年度、公営企業管理者等が調製した決算について、知事からの審査依頼に基づき、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。
基金運用状況審査	法第 241 条第 5 項	毎会計年度、知事からの審査依頼に基づき、定額の資金を運用するために設けられている基金の運用状況調書の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。 対象となる基金は、東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金である。
例月出納検査	法第 235 条の 2 第 1 項	毎月 1 回、会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、検査当日における保管現金の確認を行う。
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条	毎年度、知事からの審査依頼に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか確認することを目的として実施する。

（２）請求等により随時実施する監査

監査種別	根拠法	概要
随時監査	法第 199 条第 5 項	監査委員が必要があると認めるときに、随時で監査を実施する。
指定金融機関等の監査	法第 235 条の 2 第 2 項、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項	監査委員が必要があると認めるとき、又は知事（公営企業局にあっては管理者）の要求があるときは、指定金融機関が取り扱う都の業務に係る公金の収納や支払の事務について監査を実施する。
一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査	法第 75 条	都議会議員又は知事の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、都の事務の執行に関し、監査の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
住民監査請求による監査	法第 242 条	知事等執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理等が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
議会の請求に基づく監査	法第 98 条第 2 項	議会から監査委員に対し、都の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告の請求がなされた場合、当該事項について監査を実施する。
知事の要求に基づく監査	法第 199 条第 6 項	知事から監査委員に対し、都の事務の執行に関し監査の要求があった場合、その要求に係る事項について監査を実施する。
職員の賠償責任に関する監査	法第 243 条の 2 第 3 項、地方公営企業法第 34 条	都の公金や物品を取り扱う職員が、その保管に係る現金、物品等を亡失又は損傷するなど、都に損害を与えたときに、知事（公営企業局にあっては管理者）から監査委員への要求により、その事実を監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を行う。

（３）その他監査に付随する権限等

ア　関係人調査（法第 199 条第 8 項）

イ　学識経験者意見聴取（法第 199 条第 8 項）

ウ　組織及び運営の合理化に資する意見の提出（法第 199 条第 10 項）

エ　監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考にして知事等関係機関が講じた措置の通知の公表（法第 199 条第 12 項）

オ　会計管理者等が行う指定金融機関等検査結果の報告請求（法施行令第 168 条の 4 第 3 項、地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項）

カ　議会から送付された請願の処理（法第 125 条）

３　事務局

監査委員の補助機関である事務局は、監査委員制度発足以来、総務局に置かれてきたが、昭和３４年１０月に専属の補助機関として監査事務局が設置された。現在の組織及び事務分掌は、以下のとおりとなっている。

（１）組　織

ア　定数及び現員（平成３０年４月１日現在）

定　数　８９名　　現　員　常勤８５名、再任用４名

イ　機構

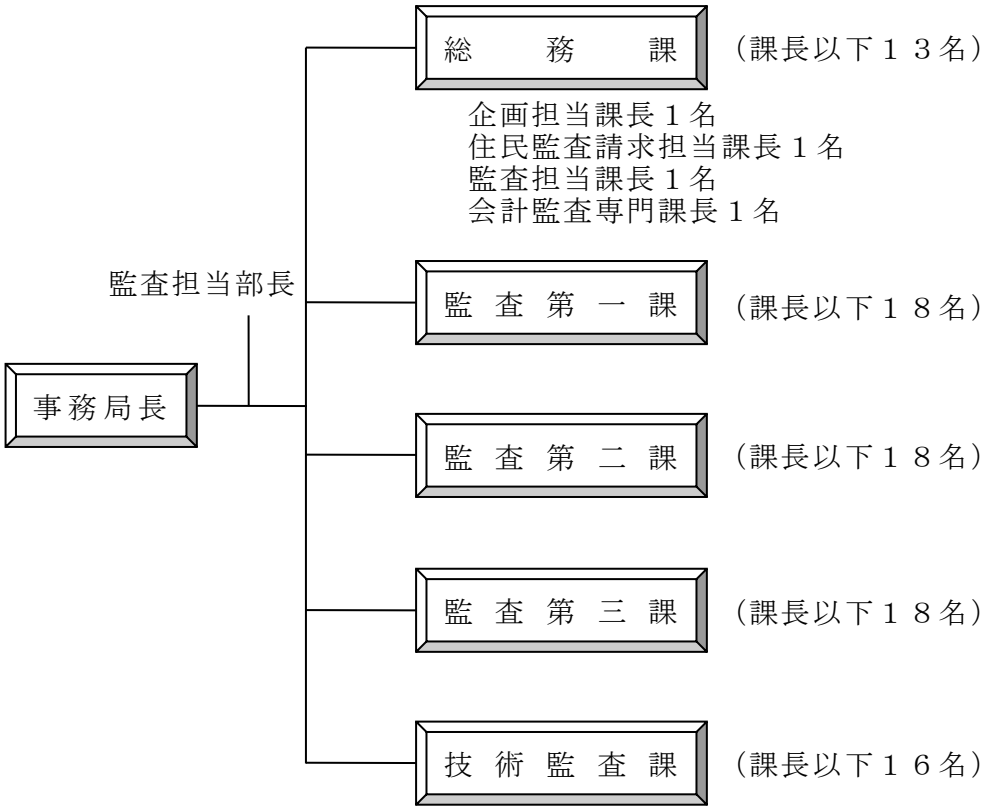

現員（常勤８５名、再任用４名）
局長１、担当部長１、課長５、担当課長３、専門課長１、課長代理５８（統括課長代理１３）、主任１６、主事４

（２）事務分掌

〔総務課〕

１　委員に関すること。

２　事務局職員の人事、給与及び研修に関すること。

３　事務局の事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。

４　公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

５　公印に関すること。

６　委員の訓令、告示等の立案又は審査に関すること。

７　事務局の予算、決算及び会計に関すること。

８　事務局の財産及び物品の調達及び管理に関すること。

９　事務局の事業の進行管理に関すること。

１０　事務局の事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

１１　事務局の事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。

１２　情報公開に係る連絡調整等に関すること。

１３　個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。

１４　広報及び広聴に関すること。

１５　監査、検査、審査等の計画の立案及び調整に関すること。

１６　監査諸資料の作成、収集及び整理保存に関すること。

１７　監査、検査、審査等の結果に関する報告等の提出、送付、通知及び公表並びに監査結果により講じた措置の知事等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。

１８　随時監査の実施に関すること。

１９　都知事又は都議会の要求による監査の実施に関すること。

２０　一定数の選挙権を有する者の請求に基づく監査の実施に関すること。

２１　住民の監査請求に基づく監査の実施に関すること。

２２　出納職員等の賠償責任に関する監査又は審査の実施に関すること。

２３　指定金融機関等の行う公金の収納又は支払事務についての監査の実施に関すること。

２４　会計管理者が行う指定金融機関等の検査の結果の報告を求めること。

２５　地方公営企業の管理者が行う出納取扱金融機関等の検査の結果の報告を

求めること。

２６　外部監査に関すること（法に規定する監査委員の職務権限に係るものに限る。）。

２７　都議会から送付を受けた請願の処理に関すること。

２８　国及び都知事その他の行政機関との連絡調整に関すること。

２９　全都道府県監査委員協議会連合会、関東甲信越監査委員協議会及び特別区等の監査委員協議会に関すること。

３０　前各号のほか、局内他課に属しないこと。

〔監査第一課、監査第二課及び監査第三課〕

１　各課共通事項

（１）下表に定める各課の所管する局等に係る以下の事項に関すること。

ア　定例監査、随時監査、決算審査及び基金運用状況審査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

イ　公営企業各会計の例月出納検査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

ウ　補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、出資団体（都が資本金、基本金その他これに準ずるものの４分の１以上を出資している法人をいう。）、支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者（以下これらを「財政援助団体等」という。）の監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること（特別区及び島しょを除く市町村並びに島しょ所在の団体に対する財政的援助に関するものを除く。）。

エ　公営企業各会計の資金不足比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

（２）行政監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

（表）各課所管局等

担当課	所管局等
監査第一課	政策企画局、青少年・治安対策本部、総務局、主税局、 生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、 中央卸売市場、交通局、教育庁、警視庁
監査第二課	財務局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、会計管理局、 水道局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局
監査第三課	都市整備局、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁、 下水道局、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局、 収用委員会事務局

（注）島しょ所在の行政機関は監査第一課が所管する。

２　各課所管事項

（１）監査第一課所管事項

ア　島しょ所在の行政機関の定例監査、随時監査及び決算審査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

イ　島しょに所在する財政援助団体等の監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

ウ　と場会計の資金不足比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

（２）監査第二課所管事項

ア　各会計歳入歳出決算審査（各局別に実施する審査を除く。）の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

イ　会計管理者所属各会計の例月出納検査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

ウ　都が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている特別区及び市町村（島しょ所在の町村を除く。）の監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

エ　健全化判断比率の審査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

〔技術監査課〕

1　工事監査の実施及び関係書類の整理保存に関すること。

2　技術及びこれに関連する事項についての行政監査及び随時監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

3　財政援助団体等に対する技術及びこれに関連する事項についての監査の実施並びに関係書類の整理保存に関すること。

４　平成２９年　監査実施実績

（１）各監査の実施状況

区分	対象	実施	実施率
定例監査	本庁（部）　137 箇所	137 箇所	100　%
	事業所　744 箇所	311 箇所	41.8%
	計　881 箇所	448 箇所	50.9%
工事監査	件数　16,614 件	1,631 件	9.8%
	金額　2,648,011 百万円	1,008,883 百万円	38.1%
財政援助団体等監査	4,983 団体	145 団体	2.9%
行政監査	（テーマ） ・システム投資の有効性について ・企画提案方式等による契約及び業務委託契約について		
例月出納検査	毎月１回　会計管理者所属各会計 （一般会計及び 15 特別会計） 公営企業各会計（11 会計）		
決算審査	年度１回　平成 28 年度歳入歳出各会計 （一般会計及び 15 特別会計） 平成 28 年度公営企業各会計 （11 会計）		
基金運用状況審査	年度１回　平成 28 年度東京都区市町村振興基金 平成 28 年度東京都用品調達基金		
健全化判断比率審査 資金不足比率審査	年度１回　平成 28 年度健全化判断比率 平成 28 年度資金不足比率（12 会計）		
住民監査請求	請求件数　21 件　【内訳】監査実施　3 件 監査実施せず　18 件		

（別表）平成２９年に監査を実施した住民監査請求

番号	件名	監査の結果
1	都立学校施設維持管理業務委託契約が違法等として必要な措置を求める件	理由なし
2	中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める件	理由なし
3	中央区晴海五丁目西地区の譲渡価格は違法・不当であり、損害の回復等必要な措置を講じることを求める件(その２)	理由なし

（２）指摘等件数

（指摘事項…是正・改善を求めるもの　意見・要望事項…改善について検討を求めるもの）

ア　監査別指摘等件数

（単位：件）

<table>
<tr><th>監査種別</th><th colspan="3">指摘区分</th><th>指摘計</th><th>意見・要望</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成 29 年
定　例　監　査
（平成 28 年度執行分）</td><td>歳入</td><td>歳出</td><td>その他</td><td rowspan="2">143</td><td rowspan="2">10</td></tr>
<tr><td>40</td><td>75</td><td>28</td></tr>
<tr><td>平成 29 年
工　事　監　査</td><td colspan="3"></td><td>28</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成 29 年
財政援助団体等監査</td><td>局関係</td><td>団体関係</td><td>共通関係</td><td rowspan="2">52</td><td rowspan="2">9</td></tr>
<tr><td>6</td><td>26</td><td>20</td></tr>
<tr><td>平成 29 年
行　政　監　査</td><td colspan="3"></td><td>15</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成 28 年度
決　算　審　査</td><td colspan="3">歳入歳出各会計（16 会計）</td><td>19</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">公営企業各会計（11 会計）</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計</td><td>257</td><td>25</td></tr>
</table>

イ　局別指摘等件数（平成２９年財政援助団体等監査を除く）

（単位：件）

区分	平成29年定例監査		平成29年工事監査		平成29年行政監査		平成28年度決算審査		合計	
	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望	指摘	意見・要望
政策企画局					1				1	
青少年・治安対策本部	1								1	
総務局	5		1		3	1			9	1
財務局					1				1	
主税局	12				1		1		14	
生活文化局	4	3			2		2		8	3
オリンピック・パラリンピック準備局	1								1	
都市整備局	5		2				1		8	
環境局	7		2				1		10	
福祉保健局	16	1			4		3		23	1
病院経営本部	7		1				1		9	
産業労働局	2		1		5		1		9	
中央卸売市場	4	1	1						5	1
建設局	5	1	5		3		2		15	1
港湾局	10		2				1		13	
会計管理局										
東京消防庁	2		3				1		6	
交通局	9		4			1			13	1
水道局	8		2	1		3			10	4
下水道局	11	2	2			1			13	3
教育庁	32		2		2		5		41	
警視庁		2			7				7	2
選挙管理委員会事務局					1				1	
人事委員会事務局										
監査事務局										
労働委員会事務局										
収用委員会事務局										
議会局	2				2				4	
合計	**143**	**10**	**28**	**1**	**32**	**6**	**19**	**0**	**222**	**17**

（注）行政監査では、１つの指摘及び意見・要望が複数局（団体）にまたがる場合、それぞれの局（団体）でカウントしているため、合計は、ア　監査別指摘等件数と一致しない。

ウ　団体別指摘等件数（平成２９年財政援助団体等監査）

（単位：件）

区分・団体名		指摘事項				意見・要望事項
		団体	団体及び局	局	計	
補助金等交付団体	三宅村					
	三宅村商工会					
	小笠原村			1	1	
	小笠原村商工会					
	小笠原海運株式会社					
	東京納税貯蓄組合総連合会					
	学校法人 70 団体		4		4	
	公益財団法人東京都交響楽団	2			2	
	社会福祉法人等 50 団体		6		6	2
	警視庁職員互助組合					
	小計（128 団体）	2	10	1	13	2
出資団体	公益財団法人東京都人権啓発センター（注 1）	2			2	
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	1	1		2	2
	公益財団法人東京都都市づくり公社	2		1	3	
	公益財団法人東京都医学総合研究所		1	2	3	
	東京都漁業信用基金協会					
	一般社団法人東京都農住都市支援センター	1			1	
	株式会社東京ビッグサイト	1		1	2	2
	株式会社ゆりかもめ		1		1	
	東京港埠頭株式会社（注 2）					
	株式会社東京臨海ホールディングス					2
	株式会社はとバス					
	東京都地下鉄建設株式会社					
	東京水道サービス株式会社	3	2		5	
	水道マッピングシステム株式会社	1			1	
	東京都下水道サービス株式会社	4		1	5	
	東京下水道エネルギー株式会社	1			1	
	小計（16 団体）	16	5	5	26	6
公の施設の指定管理者の	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	8	5		13	1
	小計（1 団体）	8	5		13	1
合計（145 団体）		26	20	6	52	9

（注１）公益財団法人東京都人権啓発センターは、公の施設の指定管理者の監査も併せて実施

（注２）株式会社東京臨海ホールディングスの監査に併せて、グループ経営に関する事項に限定して監査を実施

５　平成３０年監査基本計画

平成２９年１２月２１日
監　査　委　員　決　定

平成３０年監査基本計画

１　都政をめぐる状況と監査

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など、注視が必要である。都財政は、景気変動の影響を受けやすい不安定な構造であることに加え、国により地方消費税の清算基準が見直されるなど、予断を許す状況にはない。

このような中、都政においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた準備をはじめ、少子高齢化、安全安心の確保など、重要課題に対する着実かつ効果的な取組が求められている。とりわけ、東京 2020 大会の競技会場や豊洲市場など、施設を中心に展開する事業に都民の関心が高まっている。

また、今般、地方自治法が改正され、内部統制制度の導入や監査制度の充実強化など、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図ることとされた。

都は、これまで以上に内部統制体制を強化し、事務の適正性の確保を図るとともに、無駄の排除の徹底など不断の改革を進め、事業の効率性・実効性を一層向上させていかなければならない。

こうした状況において、監査に対する都民の期待はますます高まっており、事務の適正化や行財政運営の効率化はもとより、平成３０年の監査では、施設の管理・運営についても重点的に監査していく。

２　基本方針

（１）都の事務・事業について、合規性はもとより、その業績や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民目線に立った検証を行う。

（２）改正地方自治法に基づく内部統制体制の整備状況を踏まえ、各局の事務・事業に共

通するリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度に応じた効率的かつ効果的な監査を局横断的に実施する。

（３）定例監査、工事監査、財政援助団体等監査及び行政監査の四つの監査を有機的かつ多角的に連携させ、事務部門と技術部門とが相互協力することにより、監査の質の向上を図る。

（４）監査の実施に当たり、外部専門家や民間の監査手法を活用し、専門性の向上を図る。

（５）都におけるＩＣＴの重要性に鑑み、ＩＴガバナンスの強化に資するシステム監査を実施する。

（６）監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックの内容を充実し、再発防止の徹底を図るとともに、都庁全体の基礎力の底上げに寄与する。

（７）監査の結果等について、ホームページ等を活用して、都民に一層わかりやすく発信することにより、都政に対する都民の信頼確保に寄与する。

３　各監査の留意事項

（１）定例監査

ア　全庁重点監査事項

都の施設には、国内外から多数の都民や利用者が来訪することもあり、施設の管理・運営が適切に行われていなければならない。

今後、東京 2020 大会に向け、競技会場となる施設が続々としゅん工を迎え、また、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。

こうした状況の中、施設の管理・運営業務の重要性はますます高まり、サービス向上や安全安心の確保など、これまで以上に都民や利用者のニーズに応えた適切な業務遂行が求められる。

このため、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を重点監査事項とし

て設定し、各局における施設の管理・運営業務を統一的・横断的に検証する。

イ　各局重要リスク

監査対象局の事務事業の特性や事務執行上のリスクを考慮して、局ごとに時宜に適ったテーマを選定する。

ウ　その他留意事項

都の事務・事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

（2）工事監査

ア　重点監査事項

都は、東京 2020 大会に向けた競技会場等の整備をはじめ、都市活動を支える道路や上下水道等の整備・再構築、老朽化した施設の建替えや改修など、緊急性、重要性の高い工事を行っている。

工事においては、安全に留意して現場管理を行い、事故の防止を図らなければならないが、近年、全国的に、道路の陥没、資材の落下による第三者被害など、安全を揺るがす事故が発生している。

こうした状況の中、設計・積算、施工等の各段階において、適切に安全管理を図っていかなければならない。

このため、「施設工事等の安全管理」を重点監査事項として設定し、各局を統一的・横断的に検証する。

イ　その他留意事項

（ア）契約ごとに、契約金額が高額なもの、落札率が高いもの、特命随意契約など、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

（イ）長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかの確認を強化する。

（3）財政援助団体等監査

ア　監査対象団体ごとのリスクに対応した監査を実施する。

イ　公の施設の指定管理業務を行う団体については、都民・利用者ニーズに応えた施設の管理・運営が適切に行われているか検証する。

（４）行政監査

公の施設の指定管理に関するテーマ及びＩＣＴに関するテーマで実施する。

（５）決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各審査及び検査は、各監査の結果も含め、それぞれの成果を共有し、効率的かつ効果的に実施する。

（６）住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行うため、専門性が高い監査請求に対しては、外部専門家を活用するなど、住民監査請求に的確に対応する。

４　各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査種別	実施期間	報告・公表時期
定例監査	平成 30 年 1 月 ～平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
工事監査	平成 30 年 1 月 ～平成 31 年 1 月	平成 31 年 2 月
財政援助団体等監査	平成 30 年 9 月 ～平成 31 年 1 月	平成 31 年 2 月
行政監査	開始時期未定(注) ～平成 31 年 1 月	平成 31 年 2 月
各会計歳入歳出決算審査 （基金運用状況審査を含む。）	平成 30 年 7 月 ～平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
公営企業各会計決算審査	平成 30 年 6 月 ～平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
例月出納検査	平成 30 年 1 月 ～平成 30 年 12 月	平成 30 年 6 月、9 月、12 月 及び平成 31 年 2 月
健全化判断比率等審査	平成 30 年 7 月 ～平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
住民監査請求	随時	随時

監査結果に基づき知事等が講じた措置	平成 30 年 6 月、12 月

（注）行政監査の開始時期は実施計画で決定

６　予算概要

平 成 ３０ 年 度　　監 査 事 務 局 当 初 予 算 額

科目	予算額	特定財源	差引一般財源充当額	内訳
（款）総務費	千円 1,002,000	千円 12	千円 1,001,988	
（項）監査委員費	1,002,000	12	1,001,988	
（目）委員費	38,064	0	38,064	千円 報酬・給料　26,388 職員手当等　7,109 共　済　費　3,920 旅　　費　72 需 用 費 等　575
（目）管理費	963,936	12	963,924	特定財源内訳 諸手数料（情報公開）　4 諸収入（雇用保険料納付金）　8 報酬・給料　415,528 職員手当等　344,246 共　済　費　161,608 旅　　費　5,511 需 用 費 等　37,043

［ 資　　料 ］

Ⅰ　過去５年間（平成２５年から平成２９年まで）の監査別実施状況
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

Ⅱ　監査結果に基づき知事等が講じた措置　・・・・・・・・・・・・・　２４

Ⅲ　住民監査請求制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

Ⅳ　外部監査制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

Ⅴ　「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」
の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

Ⅵ　地方自治法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

Ⅶ　地方自治法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３

Ⅷ　地方公営企業法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

Ⅸ　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）　・・・・・・・・　６６

Ⅹ　東京都監査委員条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７

ⅩⅠ　東京都監査委員監査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９

Ⅰ　過去５年間（平成２５年から平成２９年まで）の監査別実施状況

区分			平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年
定例監査	本庁	対象（箇所）	137	137	137	141	142
		実施	137	137	137	141	142
	事業所	対象（箇所）	744	745	737	738	755
		実施	311	320	301	304	305
	計	対象（箇所）	881	882	874	879	897
		実施	448	457	438	445	447
		実施率（%）	50.9	51.8	50.1	50.6	49.8
	指摘事項（件）		**143**	**112**	**111**	**84**	**89**
	意見・要望事項（件）		**10**	**4**	**4**	**0**	**0**
工事監査	実施件数（件）		1,631	1,684	1,688	1,558	1,650
	金額（百万円）		1,008,883	687,675	512,983	477,924	359,389
	指摘事項（件）		**28**	**31**	**36**	**27**	**25**
	意見・要望事項（件）		**1**	**3**	**1**	**0**	**0**
財政援助団体等監査	対象団体数		4,983	4,249	4,075	4,083	3,675
	実施団体数		145	154	165	135	147
	実施率（%）		2.9	3.6	4.0	3.3	4.0
	指摘事項（件）		**52**	**82**	**56**	**63**	**60**
	意見・要望事項（件）		**9**	**5**	**2**	**6**	**0**
行政監査	**指摘事項（件）**		**15**	**0**	**24**	**11**	**15**
	意見・要望事項（件）		**5**	**7**	**11**	**0**	**0**
決算審査	歳入歳出各会計	対象会計数	16	16	16	16	16
		指摘事項（件）	**19**	**18**	**14**	**12**	**18**
		意見・要望事項（件）	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
	公営企業各会計	対象会計数	11	11	11	11	11
		指摘事項（件）	**0**	**1**	**0**	**0**	**4**
		意見・要望事項（件）	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
随時監査	**指摘事項（件）**		**－**	**－**	**－**	**－**	**－**
	意見・要望事項（件）		**－**	**－**	**－**	**－**	**－**
合計	**指摘事項（件）**		**257**	**244**	**241**	**197**	**211**
	意見・要望事項（件）		**25**	**19**	**18**	**6**	**0**

住民監査請求に基づく監査	請求件数（件）		21	29	13	9	8
	監査実施せず（件）		18	23	13	8	8
	監査実施	勧告（件）	0	1	0	0	0
		理由なし（件）	3	5	0	1	0

Ⅱ　監査結果に基づき知事等が講じた措置

監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づき知事等が措置を講じたときは、改善内容を監査委員に通知することとされており、監査委員は年２回、通知内容を都議会に報告し、公表している。平成２９年の措置の実績は、表のとおりである。

（表）平成２９年に知事等が講じた措置の実績　　（単位：件）

区分	措置対象 A	措置済 B	**平成29年措置 C**	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
平成24年　行政監査 （土地及び建物の運用・管理について）	16	14	**0**	87.5%	2
平成26年 財政援助団体等監査	69	68	**1**	100%	0
平成27年　定例監査 （平成26年度執行分）	115	114	**1**	100%	0
平成27年 財政援助団体等監査	58	55	**3**	100%	0
平成27年　行政監査 （庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて）	35	22	**11**	94.3%	2
平成28年　定例監査 （平成27年度執行分）	116	101	**14**	99.1%	1
平成28年　工事監査	34	0	**34**	100%	0
平成28年 財政援助団体等監査	88	0	**79**	89.8%	9
平成28年　行政監査 （財務に関する事務の内部統制について）	7	0	**4**	57.1%	3
平成28年度 各会計歳入歳出決算審査	16	0	**15**	93.8%	1
平成29年　定例監査 （平成28年度執行分）	153	0	**102**	66.7%	51
平成29年　工事監査 （前期・島しょ）	15	0	**14**	93.3%	1
合計	722	374	**278**	90.3%	70

（注）件数は、指摘及び意見・要望が複数局（団体）にまたがる場合、それぞれの局（団体）でカウントしている。

Ⅲ　住民監査請求制度の概要

１　根拠法規

法第２４２条

２　趣旨

普通地方公共団体の財務会計の適正な運営を確保する見地から、当該団体の住民は、執行機関又は職員について違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときは、監査を求め、損害補塡の措置等を請求できる。

３　請求の対象

次に掲げる財務会計上の行為

①公金の支出

②財産の取得・管理・処分

③契約の締結・履行

④債務その他の義務の負担

⑤公金の賦課・徴収を怠る事実

⑥財産の管理を怠る事実

（①～④の行為が相当の確実さで予測される場合を含む。）

４　請求期間

前項の①～④に掲げる行為があった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がない限り、監査を請求することができない。

前項の⑤及び⑥に掲げる怠る事実については、請求期間の制限はない。

５　監査期間

監査の実施及び必要な措置の勧告は、請求があった日から６０日以内に行わなければならない。

６　個別外部監査

住民監査請求を行う場合において、特に必要があると認めるときは、監査委員による監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。なお、この場合、監査期間は９０日以内である（法第２５２条の４３及び東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例第３条第５項）。

図　事務処理の流れ

ア　監査委員による監査の場合

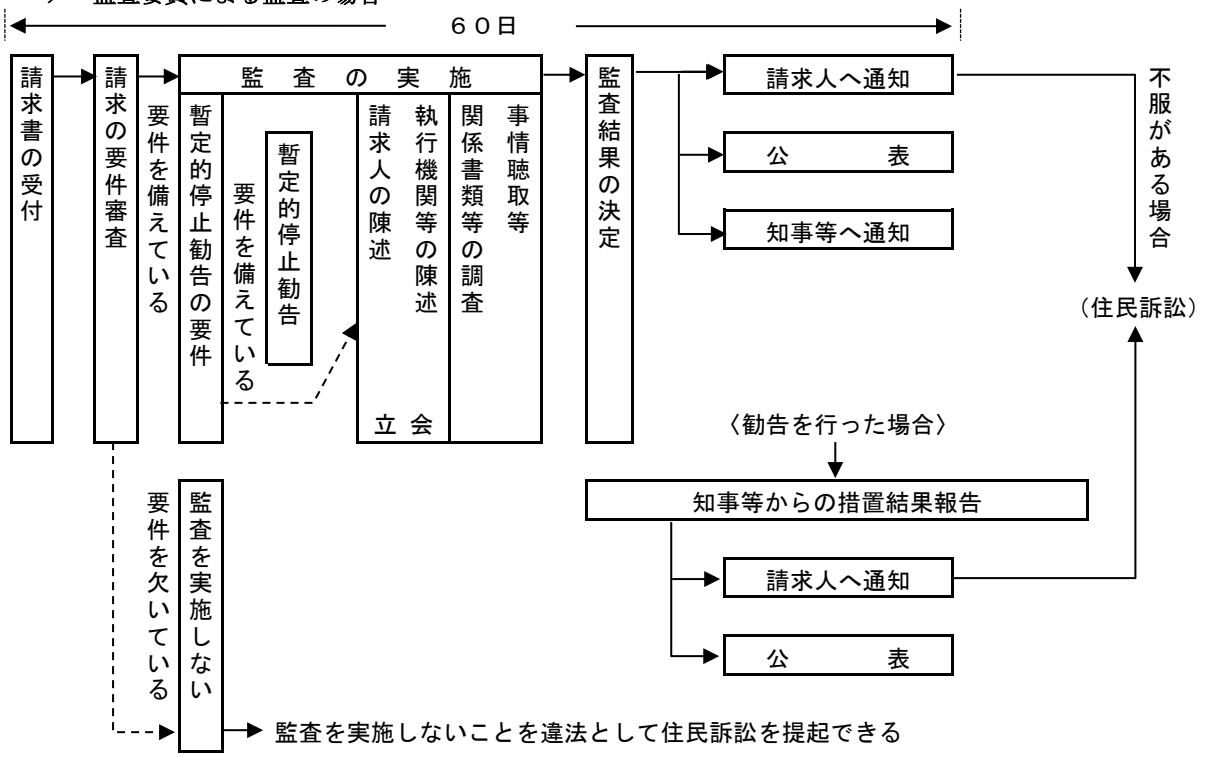

注１　要件審査は、請求人の住所要件、監査請求の対象事項が都の財務会計上の行為であるか否かなどについて行う。

２　「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。

３　住民訴訟の出訴期間については、３０日と定められている。

４　請求があったときは、当該請求の要旨を議会及び長に通知する。

イ　個別外部監査による監査の場合

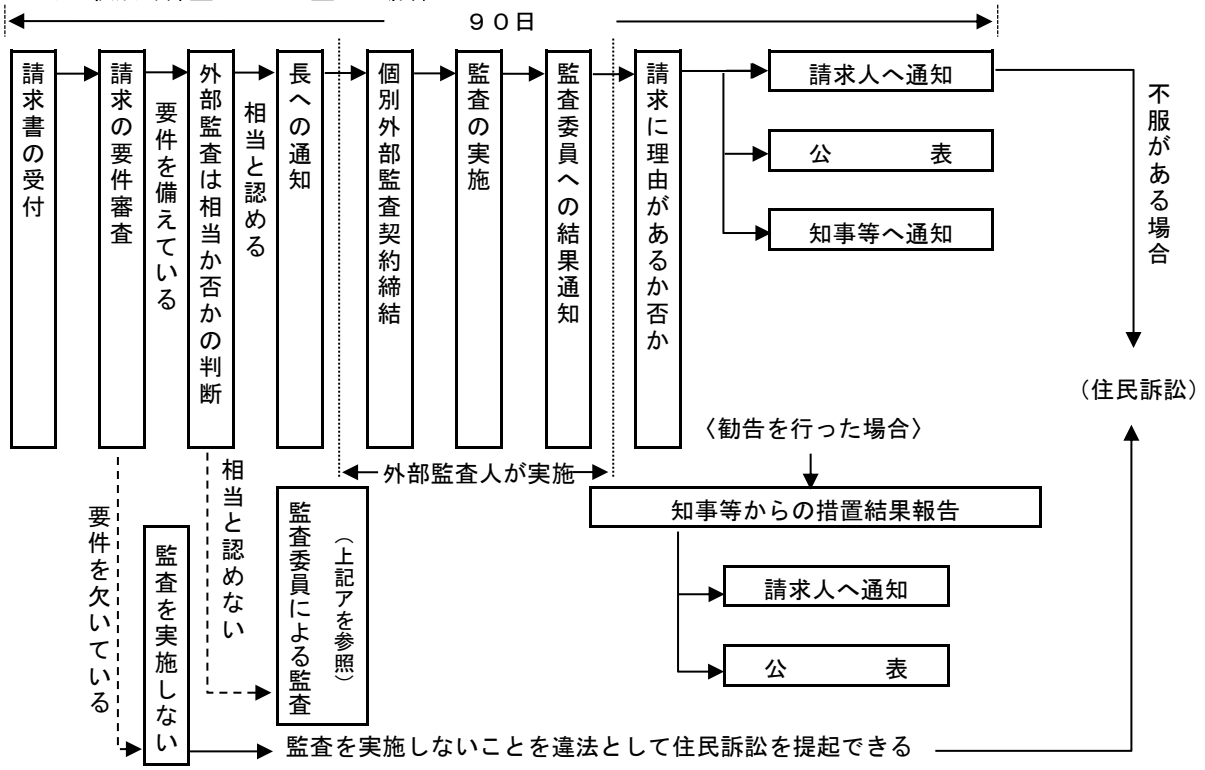

Ⅳ　外部監査制度の概要

1　外部監査制度とは

外部監査制度は、地方分権の推進に対応した地方公共団体の体制の整備と適正な予算の執行の確保を図るという観点から、平成１０年１０月に導入された。

これは、地方公共団体と外部監査契約を締結した一私人たる外部監査人により、当該地方公共団体が監査を受ける制度であり、次の表のとおり包括外部監査と個別外部監査の２種類に大別される。

（表）外部監査の種類と対象

外部監査の種類		対象
包括外部監査	財務監査（随時監査）（注）	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、最少の経費で最大の効果、組織の合理化の観点から必要と認める特定のテーマ
	財政援助団体等監査	補助金等交付団体、出資団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、信託の受託者、公の施設の指定管理者
個別外部監査	事務の監査請求によるもの	地方公共団体の事務（選挙権を有する者の 50 分の１以上の署名をもって請求）
	議会の請求によるもの	地方公共団体の事務（一部除く。）
	長の要求によるもの	地方公共団体の事務
	長の要求による財政援助団体等に対するもの	補助金等交付団体、出資団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、信託の受託者、公の施設の管理を行わせているもの（又は委託しているもの）
	住民監査請求によるもの	長、委員会、委員又は職員についての違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実

（注）都道府県、政令指定都市及び中核市は実施が義務付けられている。

【東京都の対応】
都では、改正地方自治法の施行に伴い、平成１１年３月に「東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定し、同年４月より外部監査を実施している。
包括外部監査については、平成２９年度までに１９回実施している。

２　監査委員監査との比較

外部監査は、次の表のとおり、監査委員監査の職務に属する権限のうち、財務に関する監査、財政援助団体等監査及び住民監査請求等の請求による監査を行うこととなっている。

（表）監査委員監査との比較

監査委員監査	外部監査	
監査の種類（根拠規定）	包括外部監査	個別外部監査
財務に関する監査（法199①）	◎	―
行政監査（法199②）	―	―
財政援助団体等監査（法199⑦）	○	―
決算審査（法233②、公企法30②）	―	―
例月出納検査（法235の2①）	―	―
事務の監査請求による監査（法75①）	―	○
議会の請求による監査（法98②）	―	○
長の要求による監査（法199⑥）	―	○
長の要求による財政援助団体等監査（法199⑦）	―	○
住民監査請求による監査（法242）	―	○
基金運用状況審査（法241⑤）	―	―
指定金融機関等監査(法235の2②､公企法27の2)	―	―
職員の賠償責任監査（法243の2③、公企法34）	―	―

（注）公企法：地方公営企業法
◎：必ず実施、○：実施可能

３　都における平成２９年度の包括外部監査実績

（１）包括外部監査人　久保　直生（公認会計士）

（２）契約金額　　３，７６４万７，０００円（消費税を含む。）

（３）補助者　　１２名（公認会計士８名、公認会計士試験合格者３名、アシスタント１名）

（４）監査対象局及び監査対象法人名

環境局

公益財団法人東京都環境公社

（５）テーマと監査結果

（単位：件）

テーマ	指摘	意見	合計
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	9	49	58

【参考:監査委員監査と包括外部監査の比較】

区分	監査委員監査	包括外部監査
監査の概要	法により設置された独任制の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を実施（昭和 22 年から実施）	監査機能の独立性と専門性を強化するため、都の組織に属さない外部の専門家による監査を実施（平成 11 年度から導入）
実施主体	【独任制の執行機関】 議会の同意を得て知事が選任 監査委員　5 名 ・　議選監査委員　2 名 ・　識見監査委員　3 名	【知事との契約関係】 毎年度、議会の同意を得て、知事が公認会計士など一定の資格を有する識見者と包括外部監査契約を締結
監査の対象	・　財務に関する事務の執行 ・　経営に係る事業の管理 （法第 199 条第 1 項） ・　事務の執行 （法第 199 条第 2 項）	・　財務に関する事務の執行 ・　経営に係る事業の管理 （法第 252 条の 37 第 1 項）
監査の特色	都の全事業について、網羅的・継続的に実施（定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査等を毎年実施）	包括外部監査人が、自己の見識と判断に基づいて選定した特定のテーマに関連する局、財政援助団体等に対して集中的に実施
事　務　局	監査事務局	総務局

Ⅴ　「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」の概要

（総務省ホームページ「新規制定・改正法令・告示」より）

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

１．地方自治法等の一部改正

① 内部統制に関する方針の策定等

・ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）

・方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

② 監査制度の充実強化

・ 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表

（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）

・そのほか、監査制度について以下の見直しを実施

勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和(※)・監査専門委員の創設(※)

条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和(※)　　等

③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

・ 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に

（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）

・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

２．地方独立行政法人法の一部改正

① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

・ 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）を追加

② 地方独立行政法人における適正な業務の確保（国の独立行政法人制度改革（平成26年度）を踏まえた改正）

・ 地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

３．施行期日

・ 1．は平成32年４月１日（②の一部及び③は平成30年４月１日）

［④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用］

・ 2．は平成30年４月１日（②の一部は平成32年４月１日）

Ⅵ　地方自治法（抄）

昭和２２年４月１７日
法 律 第 ６ ７ 号

第１編　総則

（地方公共団体の法人格とその事務）

第２条

１～１３（略）

１４　地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

１５　地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

１６～１７（略）

第２編　普通地方公共団体

第５章　直接請求

第１節　条例の制定及び監査の請求

（監査の請求とその処置）

第７５条　選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

２　前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

３　監査委員は、第１項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

４　前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

５（略）

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。なお、※については、経過措置として、第５項は施行日以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用。

第７５条　選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、**政令で**定めるところにより、その総数の５０分の１以上の者の連署をも

つて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに**当該**請求の要旨を公表しなければならない。

3　監査委員は、第１項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者**（第５項及び第６項において「代表者」という。）**に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

4　**改正なし**

5　**監査委員は、第３項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。※**

6（略）

第６章　議会

第２節　権限

（検査及び監査の請求）

第９８条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2　議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第１９９条第２項後段の規定を準用する。

第７章　執行機関

第１節　通則

（委員会・委員及び付属機関の設置）

第１３８条の４　普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定める

ところにより、委員会又は委員を置く。

２～３（略）

第２節　普通地方公共団体の長

第２款　権限

第１５０条　削除

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。

第１５０条　都道府県知事及び第２５２条の１９第１項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一　財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二　前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

２　市町村長（指定都市の市長を除く。第２号及び第４項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一　前項第１号に掲げる事務

二　前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

３　都道府県知事又は市町村長は、第１項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　都道府県知事、指定都市の市長及び第２項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第１項又は第２項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

５　都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

６　都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

７　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

８　都道府県知事等は、第６項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

９　前各項に定めるもののほか、第１項又は第２項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第３節　委員会及び委員

第１款　通則

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第１８０条の５　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一～三（略）

四　監査委員

２～３（略）

４　前３項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第１５８条第１項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

５　普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

６　普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

７　法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

８（略）

（委員会及び委員の権限に属しない事項）

第１８０条の６　普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

一　普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。

二　普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三　地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。

四　普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第５款　監査委員

（監査委員の設置及び定数）

第１９５条　普通地方公共団体に監査委員を置く。

２　監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては４人とし、その他の市及び町村に

あつては２人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職の禁止）

第１９６条　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

２　識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が２人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から１を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

３　監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

４　識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

５　都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも１人以上は、常勤としなければならない。

６　議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第２項の政令で定める市にあつては２人又は１人、その他の市及び町村にあつては１人とする。

（任期）

第１９７条　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては４年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（罷免）

第１９７条の２　普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

２　監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

（退職）

第１９８条　監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

（親族の就職禁止）

第１９８条の２　普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の

関係にある者は、監査委員となることができない。

２　監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

（服務）

第１９８条の３　監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

２　監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。

第１９８条の３　監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、**法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、**常に公正不偏の態度を保持して、**監査等**をしなければならない。

２　改正なし

第１９８条の４　監査基準は、監査委員が定めるものとする。

２　前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

３　監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、監査基準の変更について準用する。

５　総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

（職務権限）

第１９９条　監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

２　監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

３　監査委員は、第１項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定す

る事務の執行が第２条第１４項及び第１５項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

４　監査委員は、毎会計年度少くとも１回以上期日を定めて第１項の規定による監査をしなければならない。

５　監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第１項の規定による監査をすることができる。

６　監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

７　監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

８　監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

９　監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

１０　監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

１１　第９項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

１２　監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。なお、※については、経過措置として、第１３項は施行日以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用。

第１９９条

１・２　改正なし

３　監査委員は、第１項又は前項の規定による監査をするに当たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第２条第１４項及び第１５項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

４　監査委員は、毎会計年度少なくとも１回以上期日を定めて第１項の規定による監査をしなければならない。

５・６　改正なし

７　監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

８　改正なし

９　監査委員は、第９８条第２項の請求若しくは第６項の要求に係る事項についての監査又は第１項、第２項若しくは第７項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

１０　監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第７５条第３項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

１１　監査委員は、第７５条第３項の規定又は第９項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

１２　第９項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第１０項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

１３　監査委員は、第９項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出す

るとともに、これらを公表しなければならない。※

１４　監査委員から第７５条第３項の規定又は第９項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

１５　監査委員から第１１項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

（監査執行上の除斥）

第１９９条の２　監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

（代表監査委員）

第１９９条の３　監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の１人（監査委員の定数が２人の場合において、そのうち１人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

２　代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第２４２条の３第５項に規定する訴訟に関する事務を処理する。

３　代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

４　代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が３人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、２人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

（事務局の設置等）

第２００条　都道府県の監査委員に事務局を置く。

２　市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

３　事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

４　事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

５　事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

６　事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

７　事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第１８０条の３の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

（監査専門委員）

第２００条の２　監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

２　監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。

３　監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

４　監査専門委員は、非常勤とする。

（準用規定）

第２０１条　第１４１条第１項、第１５４条、第１５９条、第１６４条及び第１６６条第１項の規定は監査委員に、第１５３条第１項の規定は代表監査委員に、第１７２条第４項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

（条例への委任）

第２０２条　この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。

第２０２条　**法令に特別の定めがあるものを除くほか**、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

第９章　財務

第５節　決算

（決算）

第２３３条　会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後３箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

３　普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

４　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5　普通地方公共団体の長は、第３項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6　普通地方公共団体の長は、第３項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7　普通地方公共団体の長は、第３項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第７節　現金及び有価証券

（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

第２３５条の２　普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2　監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3　監査委員は、第１項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

第９節　財産

第４款　基金

（基金）

第２４１条

1　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～4（略）

5　第１項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第２３３条第５項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7～8（略）

第１０節　住民による監査請求及び訴訟

（住民監査請求）

第２４２条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

２　前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

３　第１項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第１項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

４　第１項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

５　前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第１項の規定による請求があつた日から６０日以内にこれを行なわなければならない。

６　監査委員は、第４項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

７　監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

８　第３項の規定による勧告並びに第４項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

９　第４項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。なお、※については、経過措置として、公布日以後に改正前第２４２条第１項の規定による請求があった時には、施行日前においても、第３項の規定の例により、当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない（当該通知は、施行日において同項の規定によりなされたものとみなす）。また、第１０項の規定は、施行日以後に同条第３項の規定によりその要旨が通知された同条第１項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用。

第２４２条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の**被つた**損害を**補塡する**ために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

２　**改正なし**

３　第１項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。※

４　第１項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合**において**、監査委員は、当該勧告の内容を第１項の規定による請求人（以下**この条**において「請求人」という。）に**通知するとともに、**これを公表しなければならない。

５　第１項の規定による請求があつた場合**には**、監査委員は、監査を行い、**当該**請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、**当該**請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講

ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

６　前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第１項の規定による請求があつた日から６０日以内にこれを**行わなければ**ならない。

７　監査委員は、第**５**項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

８　項番号のみ改正（旧７）

９　**第５項**の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合**において**、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に**通知するとともに、**これを公表しなければならない。

１０　普通地方公共団体の議会は、第１項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。※

１１　第４項の規定による勧告、第５項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

（住民訴訟）

第２４２条の２　普通地方公共団体の住民は、前条第１項の規定による請求をした場合において、同条第４項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第９項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第４項の規定による監査若しくは勧告を同条第５項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第９項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第１項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一　当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二　行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三　当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四　当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第２４３条の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

２　前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一　監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から３０日以内

二　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から３０日以内

三　監査委員が請求をした日から６０日を経過しても監査又は勧告を行なわない場合は、当該６０日を経過した日から３０日以内

四　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から３０日以内

３　前項の期間は、不変期間とする。

４～５（略）

６　第１項第１号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

７　第１項第４号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

８　前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第１４７条第１号の請求とみなす。

９　第７項の訴訟告知は、第１項第４号の規定による訴訟が終了した日から６月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第２３１条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じない。

１０　第１項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第９１号）に規定する仮処分をすることができない。

１１　第２項から前項までに定めるもののほか、第１項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第４３条の規定の適用があるものとする。

１２　第１項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。

第２４２条の２　普通地方公共団体の住民は、前条第１項の規定による請求をした場合において、**同条第５項**の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第９項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が**同条第５項**の規定による監査若しくは勧告を**同条第６項**の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第９項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第１項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一～三　**改正なし**

四　当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が**第２４３条の２の２第３項**の規定による賠償の命令の対象となる者である場合**には**、当該賠償の命令をすることを求める請求

２　前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる**場合の区分に応じ、当該各号に定める**期間内に提起しなければならない。

一　監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある**場合　当該**監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から３０日以内

二　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある**場合　当該**措置に係る監査委員の通知があつた日から３０日以内

三　監査委員が請求をした日から６０日を経過しても監査又は勧告を行なわない**場合　当該**６０日を経過した日から３０日以内

四　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない**場合　当該**勧告に示された期間を経過した日から３０日以内

３～１２　**改正なし**

（訴訟の提起）

第２４２条の３　前条第１項第４号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から６０日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

２　前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から６０日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

３　前項の訴訟の提起については、第９６条第１項第１２号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

４　前条第１項第４号本文の規定による訴訟の裁判が同条第７項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

５　前条第１項第４号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第１１節　雑則

（職員の賠償責任）

第２４３条の２　会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一　支出負担行為

二　第２３２条の４第１項の命令又は同条第２項の確認

三　支出又は支払

四　第２３４条の２第１項の監督又は検査

２（略）

３　普通地方公共団体の長は、第１項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

４　第２４２条の２第１項第４号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から６０日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

５　前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から６０日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

６　前項の訴訟の提起については、第９６条第１項第１２号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

７　第２４２条の２第１項第４号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

８　第３項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を

免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

９　第３項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

１０　第３項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

１１　前項の規定にかかわらず、第２４２条の２第１項第４号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第３項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

１２～１３（略）

１４　第１項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。なお、※については、経過措置として、第２４３条の２第１項の規定は、同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。また、普通地方公共団体の議会は、同項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第２４３条の２　普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。※

２　普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

３　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

第２４３条の２の２　条文番号のみ改正（旧第２４３条の２）

第１１章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第３節　普通地方公共団体相互間の協力

第２款　機関等の共同設置

（機関等の共同設置）

第２５２条の７　普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第１３８条第１項若しくは第２項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第２５２条の１３において「議会事務局」という。)、第１３８条の４第１項に規定する委員会若しくは委員、同条第３項に規定する附属機関、第１５６条第１項に規定する行政機関、第１５８条第１項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織(次項及び第２５２条の１３において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第１７４条第１項に規定する専門委員又は第２００条の２第１項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

２　前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

３（略）

（共同設置する機関の補助職員等）

第２５２条の１１　普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第２５２条の９第４項又は第５項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

２　普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

３（略）

４　普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。なお、※については、経過措置として、第５項は施行日以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用。

第２５２条の１１

１～３　**改正なし**

４　普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合**において**、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、**第１９９条第９項の規定による**監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に**提出するとともに**、これを公表しなければならない。

５　前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第１９９条第９項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第１２項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。※

第１３章　外部監査契約に基づく監査

第１節　通則

（外部監査契約）

第２５２条の２７　この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

２　この法律において「包括外部監査契約」とは、第２５２条の３６第１項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第２項の条例を定めた同条第１項第２号に掲げる市以外の市又は町村が、第２条第１４項及び第１５項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第１項又は第２項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

３　この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第１項又は第２項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

一　第２５２条の３９第１項に規定する普通地方公共団体　第７５条第１項の請求

二　第２５２条の４０第１項に規定する普通地方公共団体　第９８条第２項の請求

三　第２５２条の４１第１項に規定する普通地方公共団体　第１９９条第６項の要求

四　第２５２条の４２第１項に規定する普通地方公共団体　第１９９条第７項の要求

五　第２５２条の４３第１項に規定する普通地方公共団体　第２４２条第１項の請求

（外部監査契約を締結できる者）

第２５２条の２８　普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

二　公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

三　国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

２　普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）である者と外部監査契約を締結することができる。

３　前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから３年を経過しないもの

三　破産者であつて復権を得ない者

四　国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

五　弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）、公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）又は税理士法（昭和２６年法律第２３７号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から３年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

六　懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

七　当該普通地方公共団体の議会の議員

八　当該普通地方公共団体の職員

九　当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十　当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十一　当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその

支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮）

第２５２条の３０　外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに当たつては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

２　監査委員は、監査を実施するに当たつては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

（外部監査人の監査の事務の補助）

第２５２条の３２　外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

２　監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

３　第１項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

４～７（略）

８　外部監査人は、第２項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

９　前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

１０（略）

（外部監査人の監査への協力）

第２５２条の３３　普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

２　代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員、監査専門委員又は第１８０条の３の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

（外部監査契約の解除）

第２５２条の３５　普通地方公共団体の長は、外部監査人が第２５２条の２８第１項各号のいずれに

も該当しなくなつたとき（同条第２項の規定により外部監査契約が締結された場合にあつては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）でなくなつたとき）、又は同条第３項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、外部監査人が心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、外部監査人にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は外部監査契約に係る義務に違反する行為があると認めるときその他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

３　外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならない。この場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

４　前二項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。

５～６（略）

第２節　包括外部監査契約に基づく監査

（包括外部監査契約の締結）

第２５２条の３６　次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一　都道府県

二（略）

２　前項第２号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

３　前２項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

４　第１項又は第２項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第１項各号に掲げる普通地方公共団体及び第２項の条例を定めた第１項第２号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して４回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

５　包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一　包括外部監査契約の期間の始期

二　包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三　前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6　包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第１号及び第２号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

7　包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

8　包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

（包括外部監査人の監査）

第２５２条の３７　包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第２条第１４項及び第１５項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2　包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たつては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第２条第１４項及び第１５項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

3　包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも１回以上第１項の規定による監査をしなければならない。

4　包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第１９９条第７項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例に定めることができる。

5　包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第２５２条の３８　包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

２　包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

３　監査委員は、前条第５項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

４　監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に関し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。

５　第１項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

６　前条第５項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第３節　個別外部監査契約に基づく監査

（第７５条の規定による監査の特例）

第２５２条の３９　第７５条第１項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、同項の請求をする場合において、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

２　前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第７５条第１項の請求（以下本条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。）については、第７５条第２項から第４項までの規定は、適用しない。

３　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、政令の定めるところにより、請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

４　前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から２０日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

５　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合においては、当該普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

６　前項の個別外部監査契約を締結する場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

７　第３項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

８　第５項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項

二　個別外部監査契約の期間

三　個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

四　前三号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

９　普通地方公共団体の長は、第５項の個別外部監査契約を締結したときは、前項第１号から第３号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

１０　包括外部監査対象団体の長が、第５項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第６項の規定は、適用しない。この場合においては、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該包括外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。

１１　前項の規定により第５項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査対象団体の長は、その旨を議会に報告しなければならない。

１２　第５項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査し、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

１３　監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付し、かつ、公表しなければならない。

１４（略）

１５　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会がこれを否決したときは、当該事務の監査の請求

に係る個別外部監査の請求は、初めから第１項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第７５条第１項の請求であつたものとみなして、同条第３項及び第４項の規定を適用する。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。

第２５２条の３９　第７５条第１項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、**政令で**定めるところにより、同項の請求をする場合**には**、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

２　前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第７５条第１項の請求（以下**この**条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。）については、第７５条第２項から**第５項**までの規定は、適用しない。

３　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、**政令で**定めるところにより、**当該**請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

４　**改正なし**

５　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合**には**、当該普通地方公共団体の長は、**政令で**定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

６　前項の個別外部監査契約を締結する場合**には**、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

７～９　**改正なし**

１０　包括外部監査対象団体の長が、第５項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第６項の規定は、適用しない。この場合**において**、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該包括外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。

１１・１２　**改正なし**

１３　監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に**送付するとともに**、公表しなければならない。

１４（略）

１５　事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会がこれを否決したときは、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第１項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第７５条第１項の請求であつたものとみなして、同条第３項**から第５項まで**の規定を適用する。

（第９８条第２項の規定による監査の特例）

第２５２条の４０　第９８条第２項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

２　前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第９８条第２項の請求（以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。）については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。

３　議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

４～６（略）

（第１９９条第６項の規定による監査の特例）

第２５２条の４１　第１９９条第６項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

２　前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第１９９条第６項の要求（以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

３　長からの個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

４～６（略）

（第１９９条第７項の規定による監査の特例）

第２５２条の４２　普通地方公共団体が第１９９条第７項に規定する財政的援助を与えているものの

出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第１９９条第７項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

２　前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第１９９条第７項の要求（以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

３　財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

４～６（略）

（住民監査請求等の特例）

第２５２条の４３　第２４２条第１項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

２　監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第２４２条第１項の請求（以下本条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から２０日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

３　第２５２条の３９第５項から第１１項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第５項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の

請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「第２５２条の４３第２項前段の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第７項中「第３項」とあるのは「第２５２条の４３第２項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの決定」と、同条第８項第１号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

４　前項において準用する第２５２条の３９第５項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

５　第２項前段の規定による通知があつた場合における第２４２条第４項から第６項まで、第８項及び第９項並びに第２４２条の２の規定の適用については、第２４２条第４項中「第１項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い」とあるのは「第２５２条の４３第４項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合においては、監査委員は、当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知する」と、同条第５項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第１項の規定による請求」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、「６０日」とあるのは「９０日」と、同条第６項中「監査委員は、第４項の」とあるのは「第２５２条の４３第３項において準用する第２５２条の３９第５項の個別外部監査契約を締結した者は、第２５２条の４３第４項の」と、同条第８項中「第３項の規定による勧告並びに第４項」とあるのは「第４項」と、「監査及び」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び」と、第２４２条の２第１項中「前条第１項の規定による請求をした場合において、同条第４項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求をした場合において、前条第４項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは勧告」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは勧告」と、「同条第１項の請求」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、同条第２項第１号中「監査委員の監査の結果」とあるのは「監査委員の請求に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第３号中「６０日」とあるのは「９０日」と、「監査又は」とあるのは「請求に理由がない旨の決定又は」とする。

６（略）

７　個別外部監査人は、第５項において読み替えて適用する第２４２条第６項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳

述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

８　前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

９　住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から２０日以内に、当該普通地方公共団体の長に第２項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第１項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第２４２条第１項の請求であつたものとみなす。この場合においては、監査委員は、同条第４項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第２項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

【「地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）」による改正後】

平成３２年４月１日から施行。

第２５２条の４３　第２４２条第１項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、**政令で**定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

２　監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第２４２条第１項の請求（以下**この条**において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から２０日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合**において**、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

３・４　**改正なし**

５　第２項前段の規定による通知があつた場合における**第２４２条第５項から第７項まで及び第１１項並びに第２４２条の２第１項及び第２項**の規定の適用については、**第２４２条第５項中**「第１項の規定による請求」とあるのは「第２５２条の４３第４項の規定による監査の結果に関する報告の**提出」と、「監査を行い」とあるのは「**当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下**この条**において「請求人」という。）に通知する」と、**同条第６項**中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第１項の規定**による**」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査**の」と、「６０日**」とあるのは「９０日」と、**同条第７項**中「監査委員は**、第５項**」とあるのは「第２５２条の４３第３項におい

て準用する第２５２条の３９第５項の個別外部監査契約を締結した者は、**第２５２条の４３第４項」**と、**同条第１１項**中「**第４項の規定による勧告、第５項**」とあるのは**「第５項**」と、「監査及び**勧告並びに前項の規定による意見**」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び**勧告**」と、第２４２条の２第１項中「前条第１項の規定による」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の**」と、「同条第５項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第５項**の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは**」と**あるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは**」と**、「**同条第１項**」とあるのは「第２５２条の４３第２項に規定する住民監査請求に係る**個別外部監査」と、同条第２項第１号中「**の監査の結果」とあるのは「**の請求**に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨の決定」と、同項第３号中「６０日とあるのは「９０日」と、「監査又は」とあるのは「**当該**請求に理由がない旨の決定又は」とする。

6　**改正なし**

7　個別外部監査人は、第５項において読み替えて適用する**第２４２条第７項**の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

8　**改正なし**

9　住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から２０日以内に、当該普通地方公共団体の長に第２項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第１項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第２４２条第１項の請求であつたものとみなす。この場合**において**、監査委員は、**同条第５項**の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第２項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に**通知するとともに**、これを公表しなければならない。

附　則（略）

Ⅶ　地方自治法施行令（抄）

昭和２２年５月３日
政 令 第 １ ６ 号

第２編　普通地方公共団体

第４章　執行機関

第２節　委員会及び委員

第３款　監査委員

第１４０条の６　地方自治法第１９９条第２項の規定による監査の実施に当たつては、同条第３項の規定によるほか、同条第２項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

第１４０条の７　地方自治法第１９９条第７項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上を出資している法人とする。

２　当該普通地方公共団体及び１又は２以上の第１５２条第１項第２号に掲げる法人（同条第２項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。

３　地方自治法第１９９条第７項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

第５章　財務

第２節　予算

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第１５２条　地方自治法第２２１条第３項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一（略）

二　当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

三（略）

２　当該普通地方公共団体及び１又は２以上の前項第２号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。

３～５（略）

Ⅷ　地方公営企業法（抄）

昭和２７年８月１日
法律第２９２号

第１章　総則

（経営の基本原則）

第３条　地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第３章　財務

（公金の収納等の監査）

第２７条の２　監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

２　監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

（決算）

第３０条　管理者は、毎事業年度終了後２月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

２　地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

３　監査委員は、前項の審査をするに当たつては、地方公営企業の運営が第３条の規定の趣旨に従つてされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

４　地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

６　地方公共団体の長は、第４項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、第２項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

７　地方公共団体の長は、第４項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

８　地方公共団体の長は、第４項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、

当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

9　第１項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従つて作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

Ⅸ　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

平成１９年6月２２日
法 律 第 ９ ４ 号

第１章　総則

（健全化判断比率の公表等）

第３条　地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

２　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

３～７　（略）

第４章　公営企業の経営の健全化

（資金不足比率の公表等）

第２２条　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

２　前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

３　第３条第２項から第７項までの規定は、資金不足比率について準用する。

Ｘ　東京都監査委員条例

昭和３９年３月３１日
条例第１２３号
改正　昭和４６年７月２０日条例第　７２号
平成　３年７月１９日条例第　５０号
平成１１年３月１９日条例第　２４号
平成１４年７月　３日条例第１１９号
平成１９年３月１６日条例第　２２号

（通則）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）及びこれに基づく政令に規定するもの並びに別に東京都条例で定めるものを除くほか、東京都監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（監査委員の定数）

第１条の２　法第１９５条第２項ただし書の規定に基づき、監査委員の定数は、５人とする。

（議員のうちから選任する監査委員の数）

第２条　議員のうちから選任する監査委員の数は、２人とする。

（常勤の監査委員）

第３条　人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とする。ただし、特別の理由があるときは、そのうち１人又は２人を非常勤とすることができる。

（監査委員が行う監査等の通知及び結果に関する公表等）

第４条　監査または検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめ監査または検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査または検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

２　住民監査請求の対象となつた行為（以下「対象行為」という。）について、当該対象行為を停止すべきことを勧告したときは、監査委員は、これを速やかに住民監査請求の請求人に通知し、及び公表するものとする。

３　監査又は検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したときは、監査委員は、これを速やかに提出し、送付し、通知し、又は公表するものとする。

４　審査の意見を決定したときは、これを速やかに知事に提出するものとする。

５　第３項に規定する監査の結果に関する報告の提出を受けた機関から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

（外部監査人の監査の結果等に関する公表）

第５条　外部監査人（法第２５２条の２７第１項に規定する外部監査契約を東京都と締結した者をいう。以下同じ。）から監査の結果に関する報告（住民監査請求に係るものを除く。以下この項において同じ。）があつたとき又は外部監査人の監査の結果に関する報告の提出を受けた機関から、当該監査の結果に基づき、若しくは当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該監査の結果又は当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

２　外部監査人から提出された住民監査請求に係る監査の結果に関する報告に基づき、請求に理由があるかどうかの決定及び勧告についての決定を行つたとき又は当該勧告を受けた機関から当該勧告に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、監査委員は、当該決定及び勧告並びに当該通知に係る事項を速やかに公表するものとする。

（公表の方法）

第６条　法第７５条第２項及び法第２５２条の３９第３項に規定する公表並びに第４条第２項、第３項及び第５項並びに前条に規定する公表は、東京都公報に登載して行うものとする。

（事務局の名称及び分課）

第７条　監査委員の事務局は、東京都監査事務局（以下「事務局」という。）と称する。

（庶務に関する事務）

第８条　文書、公印その他の庶務に関する事務の処理については、知事の事務部局において定められているものの例による。

（委任）

第９条　この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

付　則（略）

XI　東京都監査委員監査基準

平成２８年１２月８日
監　査　委　員　決　定

本基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「企業法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の規定に基づく東京都監査委員による監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施及び報告等に関する基本原則を定める。

第１章　総則

第１節　監査委員

（監査委員の役割）

第１条　監査委員は、法の規定に基づき設置された独任制の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を行い、公正で効率的な行財政運営を確保することを責務とする。

２　監査委員は、監査等の全ての過程において、事務局職員を監督し、指導しなければならない。

（主査監査委員）

第２条　主査監査委員は、議員選任の監査委員より、監査委員の合議により決定する。

２　主査監査委員は、監査委員の合議のとりまとめ、講評、議会報告その他代表監査委員の事務に属しない事務を処理する。

３　主査監査委員に事故があるとき、又は主査監査委員が欠けたときは、議員選任の監査委員がその職務を代理する。

（合議）

第３条　監査の実施に関する重要事項は、全て監査委員の合議に基づいて執行する。

２　前項の事項を例示すると次の各号のとおりである。

一　監査等の方針に関すること

二　監査等の計画に関すること

三　監査等の結果に関する報告及び意見の決定に関すること

四　監査等の結果に関する講評及び公表に関すること

五　監査結果措置の徴取及び公表に関すること

六　都民からの監査請求に関すること

七　全都道府県監査委員協議会連合会に関すること

（監査委員の事務分担）

第４条　監査等の執行上必要があるときは、監査委員の協議により担任区分を定めることができる。

第２節　監査の基本事項

（監査等の目的）

第５条　監査等は、法その他関係法令の規定の趣旨に沿い、都の行財政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、都政への信頼確保に資するよう運営しなければならない。

（監査等の着眼点）

第６条　監査等は、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点に留意して実施しなければならない。

（各種監査の調整）

第７条　監査等は、各監査等の成果が相互に有機的に連携するよう調整し、運用しなければならない。

（指導的機能の発揮）

第８条　監査委員は、問題点の指摘のみならず、将来にわたる不正行為、不経済支出等の抑止の観点から指導的機能を発揮しなければならない。

（監査等の手法）

第９条　監査等は、監査等の対象のリスクを考慮した上で、監査の重点化を図り、効果的かつ効率的に実施しなければならない。

２　監査等の手法は、毎年の監査結果及び措置の状況を踏まえ、改善に努めなければならない。

（監査等の種類）

第１０条　監査等は、次に掲げるとおりとする。

一　定例監査は、毎会計年度一回以上、法第199条第１項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施する。

二　工事監査は、原則として毎年、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施する。

三　財政援助団体等監査は、原則として毎年、法第199条第1項、第5項及び第7項に基づき実施する。

四　行政監査は、原則として毎年、法第199条第2項及び必要に応じて同条第7項の規定に基づき実施する。

五　決算審査は、法第233条の規定又は企業法第30条の規定に基づき実施する。

六　基金運用状況審査は、法第241条の規定に基づき実施する。

七　例月出納検査は、毎月一回、法第235条の２の規定に基づき実施する。

八　健全化判断比率等審査は、健全化法第３条又は第22条の規定に基づき実施する。

九　住民監査請求に基づく監査は、法第242条の規定に基づき実施する。

十　前各号に掲げるもののほか、法その他関係法令の規定に基づき監査を実施する。

第２章　監査等の実施

第１節　計画

（監査計画）

第１１条　監査等は、毎年定める監査基本計画及び監査等ごとに定める実施計画に基づいて実施しなければならない。

２　監査基本計画は、社会経済状況、都政の動向を踏まえ、内部統制体制の整備及び運用等の状況を総合的に勘案し、監査の基本方針等を定める。

３　実施計画は、本基準及び監査基本計画に基づき、各監査の対象、実施期間等を定める。

（監査等の実施方針）

第１２条　定例監査は、次の各号に定めるところによる。

一　都の事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査を実施する。

二　都における事務及び事業の執行全般を対象として、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。

三　監査に必要な場合、財政援助団体等が行っている業務についても対象とする。

四　実地監査場所の基準は別に定める。

２　工事監査は、都が実施する工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかという合規性の観点を主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。

３　財政援助団体等監査は、次の各号に定めるところによる。

一　財政援助団体等に対する監査は、原則として次に掲げる観点から実施する。

ア　都が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているかを主眼として実施する。

イ　都が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているかという観点とともに、会計経理等の適正性や費用対効果など経営的な観点からも実施する。

ウ　公の施設の指定管理者については、施設の管理が管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているかを主眼として実施する。

二　財政援助団体等を所管する局等に対する監査は、局等が当該団体を適切に指導監督しているかという観点とともに、財政援助等の有効性、効率性にも留意して監査を実施する。

三　対象団体の選定基準は別に定める。

4　行政監査は、次の各号に定めるところによる。

一　特定の事務又は事業を選定し、当該事務又は事業の執行について、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として実施する。

二　前号に定める特定の事務又は事業の選定に際しては、当該事務又は事業の継続性、都政における重要性等を考慮し、選定することに意義があるものとしなければならない。

三　監査に必要な場合、財政援助団体等に対する監査も実施する。

5　決算審査は、次の各号に定めるところによる。

一　各会計歳入歳出決算審査は、決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

二　公営企業各会計決算審査は、決算諸表が会計の実態を適正に表示しているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。

6　基金運用状況審査は、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

7　例月出納検査は、次の各号に定めるところによる。

一　検査は、各会計の毎月の現金の出納を対象として、計数が適正なものとなっているか確認するとともに、保管現金の確認を行う。

二　検査は、都の財政収支の動態を主として計数面から把握して決算審査等と有機的な連携を図る。

8　健全化判断比率等審査は、各比率が適正に算定されているかを主眼として実施する。

9　住民監査請求に基づく監査は、都の執行機関等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実を是正し、都民全体の利益を確保する見地から、的確に実施する。

なお、本基準第９条、第11条、第13条、第14条第1項及び第4項、第15条並びに第16条の規定は、住民監査請求に基づく監査には適用しない。

第２節　監査の実施

（事前準備）

第１３条　監査の実施に当たっては、事前に監査対象に係る過去の監査及び措置の状況を整理するとともに、監査対象となる事務又は事業の問題点の把握に努め、次の各号に掲げる事項について資料を作成しなければならない。

一　監査対象に係るリスク及び着眼点

二　リスク及び着眼点を踏まえた職員の編成、実地監査日程及び審議日程

三　前各号のほか必要と認める事項

（実地監査）

第１４条　実地監査は、監査計画及び前条の資料に基づき行う。

２　特に必要と認める場合を除き、事務局職員が実地監査及び事実確認を行い、監査結果案を作成する。

３　実地監査を行う職員は、的確な見通しに立脚し、広い視野から個々の事実を究明するとともに、十分かつ適切な証拠資料を基に適切な監査結論を導かなければならない。

４　監査結果は、是正改善を求めるものを指摘事項、改善の検討を求めるものを意見・要望事項として記載するものとする。

（講評及び監査結果の決定）

第１５条　事務局職員は、実地監査終了後、監査結果案を監査委員の審議に付さなければならない。

２　監査委員は、講評を行うための監査結果案を合議により確定させる。

３　監査委員は、講評を行い、監査対象から見解を聴取し、監査結果を合議により決定する。ただし、指摘及び意見・要望事項がなく、講評を行う必要がないときは講評を省略することができる。

４　指摘等の内容が軽微である場合等については、前項の規定にかかわらず、監査委員の合議により、講評を事務局職員に行わせることができる。

５　監査委員の審議の結果及び講評の結果は、監査の実施に支障が生じない範囲において公表する。

第３節　監査結果措置

（監査結果措置の徴取及び確認）

第１６条　監査等の結果について、監査等報告書を提出した知事等関係機関から、監査結果措置を徴する。

２　監査結果措置を徴したときは、是正改善の状況とともに再発防止の観点から措置状況を確認する。

第３章　報告

（監査等報告書の作成）

第１７条　監査等の結果を決定したときは、速やかに監査等報告書を作成しなければならない。

（監査等報告書の提出及び公表）

第１８条　監査等報告書は、都議会及び知事等関係機関に提出するとともに、速やかに公表する。

２　監査等の結果について、知事等関係機関から措置を講じた旨の通知を受けたときは、都議会に提出するとともに、速やかに公表する。

３　住民監査請求に係る勧告に基づき、知事等関係機関から措置を講じた旨の通知を受けたときは、請求人に通知するとともに、速やかに公表する。

附則

第１条　本基準の実施に必要な事項の決定は監査事務局長に委任する。

第２条　本基準は、監査委員の決定の日から施行する。

監査事務局ホームページ

http://www.kansa.metro.tokyo.jp/

監査事務局 Twitter 公式アカウント

@tocho_kansa

監査事務局事業概要
平成３０年版

平成 30 年度
登録第５号

平成３０年１０月発行
編集・発行　東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目８番１号
（都庁第一本庁舎４１階北塔）
電　話　03(5321)1111（代表）
(内線)55-531
03(5320)7017（ダイヤルイン）

印　刷　株式会社　三州社
電　話　03(3433)1481

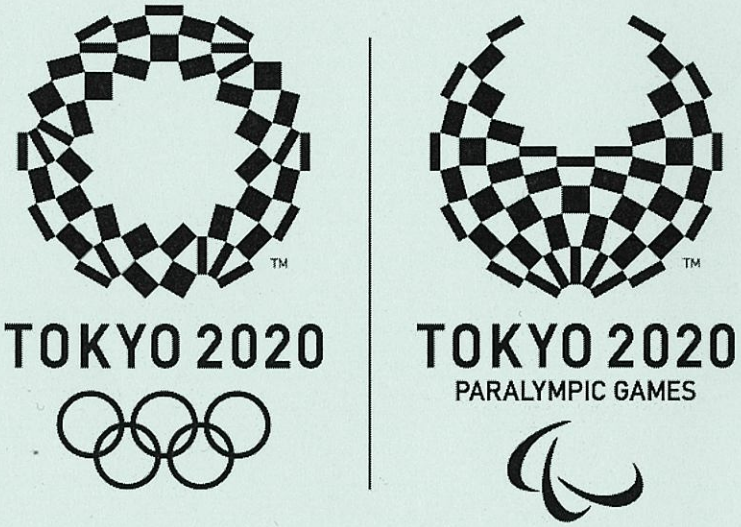

東京都